

正 誤

ページ段 行 誤 正

平成二十一年七月三十一日目次欄中

(原稿誤り)

一四二〇〇 平成二十年国土交通省告示第五百八十一号

平成二十一年七月三十一日国土交通省告示第八百二十六号 (平成二十年国土交通省告示第六百八十一号の一部を改正する件)

(原稿誤り)

九三〇〇〇 平成二十年国土交通省告示第五百八十一号

令和元年十一月七日 (号外第五百五十三号) 公布

経済産業省・国土交通省令第三号 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

五七〇 改正後欄 (E<sub>arc</sub> + E<sub>sv</sub> + (E<sub>sc</sub> + E<sub>v</sub> + E<sub>sw</sub> + E<sub>sl</sub> + E<sub>sw</sub> + E<sub>sev</sub> + E<sub>sl</sub> + E<sub>sw</sub> + E<sub>sev</sub>) + E<sub>ad</sub>)

令和二年八月三十一日 (号外第七十九号) 公布国土交通省令第七十号 (建設業法施行規則等の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

三〇三ページ改正後欄終りから一五行目から一五行目の「2 国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができる」というときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。」を削る。

令和四年一月七日 (号外第五号) 国土交通省告示第十号 (道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示)

(原稿誤り)

九〇 改正後欄 100+55 100×55  
終りから 七